

i - P R O
グリーン調達基準書
(第1.0版)

施行 2022年4月1日

発行 2022年4月1日

i - P R O株式会社

目 次

I. グリーン調達基準

第1章 総 則

第2章 グリーン調達方針

第3章 対象購入先様と購入先区分別要請

第4章 環境負荷低減の取り組み

第5章 サプライチェーン上流への働きかけ

第6章 運 用

II. グリーン調達運用マニュアル

1. 購入先様の取り組み状況把握手段

2. 購入先様評価の考え方

グリーン調達基準書の改訂履歴

I. グリーン調達基準

本「グリーン調達基準」では、当社のグリーン調達方針や購入先様への具体的お願い事項が記載されています。

なお、当社は、立地する国の法律、条令、規則等や、事業形態、顧客要求などにより、本「グリーン調達基準」と異なるお願いをする場合があります。このような場合、購入先様は、当社の要請を優先するものとしします。

第1章 総 則

目 的

第1条

本グリーン調達基準は、地球環境への負荷が少ない資材の調達、すなわち『グリーン調達』を推進するため、購入先様に当社のグリーン調達方針と具体的要請事項を開示し、購入先様に当社の要請事項を順守いただくことを目的としています。

適 用

第2条

- ① 本グリーン調達基準は、当社における資材の調達活動に適用されます。なお資材とは、製品の製造に消費される原材料、部品、買入商品を総称します。また、ここでいう部品は、次の意味を含み、買入商品は、次の意味に用います。
1. 部品は、副資材等の構成材料(テープ、はんだ、接着材等)、製品の包装部材、製品輸送のための包装部材、部品の納入者が輸送・保護に用いる包装部材を含みます
 2. 買入商品とは、当社が設計・製造を委託した完成商品およびこれに準ずるもの、先方の規格または仕様で製造された i-PRO 社名で生産されるもの、及び販売促進用商品を言います。
* 基板 ASSY 品は、部品として i-PRO 製品に組み込まれるため適用される
- ② 製品の製造に使用される金型・機械設備、アフター部品試作資材等の調達活動については、本グリーン調達基準の必要な項目が準用されます。
- ③ ソフトウェア、設計・デザイン外注、調査、翻訳といった情報成果物や役務などの調達活動については、本グリーン調達基準の必要な項目が準用されます。

第2章 グリーン調達方針

購入先群の構築

第3条

当社は、当社の『環境基本方針』に賛同し、資材を提供いただく購入先群を構築します。

購入先様への基本要請

第4条

当社は、前条の購入先群を構築するため、購入先様に次の基本要請を行います。

1. 提供いただく資材の環境負荷低減に加え、購入先様の調達、生産、物流、開発、販売といった事業活動領域での環境負荷の低減
2. サプライチェーン上流への環境負荷低減の働きかけ

購入先様の選定

第5条

当社は、門戸開放と取引期間の均等を図るとともに、環境関連法令の順守、品質、価格、納期、サービス、技術開発力等に加え、次の環境負荷低減の活動に意欲的に取り組んでいる購入先様との取引を優先します。

1. 環境マネジメントシステムの構築
2. 化学物質管理の徹底
3. 温室効果ガス排出量の削減
4. 資源循環の推進
5. 水循環の推進
6. 生物多様性保全

資材の選定

第6条

当社は、必要な品質・機能・経済合理性に加え、次の環境負荷低減に関する諸項を満たしている資材を優先的に採用します。

1. 資源・エネルギー・化学物質など環境に関する法律に適合していること。
2. 別途定める化学物質の含有量が把握されており、使用禁止物質を含有しないこと。
3. 使用にあたり、騒音、振動、悪臭などの発生が少ないこと。
4. 廃棄にあたり、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の発生等の環境負荷が低いこと。

5. 再生資源・部品の使用、小型省資源化、省エネルギー化が図られていること。
6. リサイクルしやすい設計がなされていること。
7. 資材に関する環境情報を公開していること。
8. 梱包部材についても上記内容と同様、省資源、リサイクル、減量および化学物質の含有量削減等がなされていること。

第3章 対象購入先様と購入先区分別要請

対象購入先様

第7条

- ① 本グリーン調達基準の対象とする購入先様は、資材、金型・機械設備、アフター部品、試作資材等、情報成果物や役務等を当社に納入する購入先様と原材料メーカー様とします。
- ② 購入先様が商社である場合は、その製造メーカー様も対象とします。

購入先区分

第8条

購入先区分は、次の通りとします。

- ① 購入先区分1は、第2条第1項の資材を納入する購入先様とします。
- ② 購入先区分2は、第2条第2項の製品の製造に使用される金型・機械設備、アフター部品試作資材等を納入する購入先様とします。
- ③ 購入先区分3は、第2条第3項のソフトウェア、設計・デザイン外注、調査、翻訳といった情報成果物や役務等を納入する購入先様とします。

購入先と取り組み要請

第9条

購入先様への環境負荷低減要請は、次の表の通りとします。なお、表中の「◎」は取り組みが必須であることを意味し、「○」は取り組みの適用可能な項目を準用することを意味し、「—」は取り組みが任意であることを意味します。また、「△」は、化学物質が設備等から製品に飛散・落下する場合や、化学物質が設備等との接触により製品に付着・移行する可能性がある場合に化学物質管理の要求事項の一部分を適用することを意味します。（詳細はⅡ部グリーン調達運用マニュアルに記載）

環境負荷低減の取り組み	購入先区分1	購入先区分2	購入先区分3
環境マネジメントシステムの構築	◎	—	—
化学物質管理の徹底	◎	△	—
温室効果ガス排出量の削減	○	○	○
資源循環の推進	○	○	○
水循環の推進	○	○	○
生物多様性保全	○	○	○

第4章 対象購入先様と購入先区分別要請

環境マネジメントシステムの構築

第10条

- ① 購入先様は、ISO14001の認証取得を基本とする環境マネジメントシステムの構築と維持向上を行うものとします。
- ② 購入先様は、ISO14001の認証を未取得である場合は、ISO14001の認証の取得計画を立案し、取得活動を実践するものとします。
- ③ 当社は、前項のISO14001の認証未取得の購入先様であって他の第三者認証等（EMAS、EA21、ISO14005、他）を取得済みあるいは取得活動中の購入先様に、ISO14001認証取得を条件として、一定期間ISO14001の認証取得猶予を認めます。
- ④ 当社は、購入先様にISO14001の認証取得の計画が無い場合、ISO14001に準じた環境管理システムの構築を認めます。

化学物質管理の徹底

第11条

- ① 購入先様は、最新の『i-PRO化学物質管理ランク指針（製品版）』（以降、『ランク指針』と記す）を順守するものとします。ただし、購入先様に求める製品含有化学物質の不使用保証とは、規制値未満の保証であり、管理値未満の保証ではありません。なお、購入先様より納入頂く資材が、『ランク指針』の全部または一部の適用を除外する資

材である場合は、当社は、この旨を購入先様に連絡するものとします。

- ② 購入先様は、『ランク指針』の禁止物質レベル1として定められた「オゾン層破壊物質（HCFCは除く）」を製造工程においても使用しないものとします。なお、製造工程とは、購入先様の上流取引先の製造工程を含みます。
- ③ 購入先様は、当社の要請に従い、当社が定めた最新の『製品に関する化学物質についての不使用保証書』（以降、『不使用保証書』と記す）を当社に提出するものとします。なお、『ランク指針』が改定された場合は、速やかにその内容が反映されていること。
- ④ 購入先様は、納入した資材に禁止物質が含有し、または製造工程において禁止物質が使用されたことをした場合は、速やかに当社に通知し、双方協議のうえ対応処置を行うものとします。
- ⑤ 購入先様は、当社に納入する資材の化学物質含有情報を自らが購入する資材の化学物質含有情報と自らの製造工程に関する科学的な知見や製造情報を基に整備するとともに、当社の要請にしたがい、『グリーン調達マイスター』にデータ入力を行うものとします。なお、『グリーン調達マイスター』に入力するデータは、『ランク指針』で定めた化学物質の含有データを指します。
- ⑥ 購入先様は、資材の選定時、当社の要請に従い、当該資材についてRoHS指令で定められた特定有害物質（以降、RoHS指令対象物質と記す）の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データを当社に提出するものとします。また、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質については、当該資材が当社の納入禁止日以降も納入される場合には分析対象とします。
- ⑦ 購入先様は、当社の要請に従い納入している資材にRoHS指令対象物質の含有がないことを証明する分析データを定期的に当社に提示するものとします。また、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質については、当該資材が当社の納入禁止日以降も納入される場合には分析対象とします。なお、当社は、RoHS指令対象物質の含有リスクが極めて小さいと判断できる場合には、購入先様より製造条件（材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、資材の購入先等）変更がなくRoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する書面等を入手することで分析データ入手の代替とします。
- ⑧ 購入先様は、当社の要請に従い、購入先環境品質保証体制監査（以降、購入先環境監査と記す）を受け入れるものとします。
- ⑨ 購入先様は、RoHS指令対象物質の購入の可能性（併行生産の有無、在庫資材のRoHS適合性など）を確認するものとします。混入の可能性がある場合（併行生産あり、在庫資材のRoHS適合性不明など）は、RoHS指令対象物質の混入防止対策を実施するものとします。
- ⑩ 購入先様は、購入先様のサプライチェーンにおけるRoHS指令対象物質の混入の可能性（併行生産の有無、在庫資材のRoHS適合性など）を確認するものとします。混入の可能性がある場合（併行生産あり、在庫資材のRoHS適合性不明など）は、混入防止対策の実施を購入先のサプライチェーンに要求し、実施状況を確認するもの

とします。

- ⑪ 購入先様は、当社に製造条件（材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、資材の購入先等）変更時の事前連絡を行うものとします。
- ⑫ 研究・開発で使用する資材は、本条第1項から第12項の適用を除外します。
- ⑬ 購入先区分2の購入先様は、化学物質が設備等から製品に飛散・落下する場合、飛散・落下する化学物質は、『ランク指針』で定めた禁止物質の含有がないものとします。また、化学物質が設備等との接触により製品に付着・移行する可能性がある場合、設備等の製品に接触する部位は、『ランク指針』で定めた禁止物質の含有がないものとします。

温室効果ガス排出量の削減

第12条

- ① 購入先様は、当社に温室効果ガス（以降、GHGと記す）排出量削減効果の高い資材を提案し、採用を働きかけるものとする。なお、GHG排出量削減効果の高い資材とは、次の資材をいいます。
 - 1. 製品組み込み時、製品の省エネルギーに貢献する資材
 - 2. 資材の生産時、購入先様のGHG排出量削減に貢献する資材
- ② 購入先様は、当社のサプライチェーン全体でのGHG排出量の把握と削減を推進するため、当社の要請に従い当社向けGHG排出量の算出と提出に協力するものとします。

資源循環の推進

第13条

- ① 購入先様は、当社に当社が推進する資源を有効活用する循環型モノづくりに貢献する資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、循環型モノづくりに貢献する資材とは、次の資材を言います。
 - 1. 投入資源の削減に寄与する資材
 - 2. 再生資源の活用拡大に寄与する資材
 - 3. 製品輸送のための包装部材のリユース化に寄与する資材
 - 4. 当社拠点での生産廃棄物ゼロエミッション化に寄与する資材
（資材の納入者が輸送・保護に用いる包装部材のリユース化等を含む）

水循環の推進

第14条

- ① 購入先様は、当社に当社が推進する水循環に貢献する資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、水循環に貢献する資材とは、次の資材を言います。
1. 当社拠点での生産水使用量削減に寄与する資材

生物多様性保全

第15条

- ① 購入先様は、当社に生物多様性保全に貢献する資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、生物多様性保全に貢献する資材の事例を次に示します。
1. 適切に管理された森林の産出木材を原料とする資材（例）FSC認証材
 2. 保護を必要とする貴重な生態系や希少野生動物の生存に悪影響をおよぼす森林破壊等により得られた木材や鉱物などを排除した資材（今後、生物多様性保全の観点から問題のある木材や鉱物が具体的に特定された場合、そうした素材を使用していないか調査を実施する可能性があります）

第5章 サプライチェーン上流への働きかけ

サプライチェーン上流への働きかけ

第16条

購入先様は、環境関連法令の順守に加え、環境マネジメントシステムの構築、化学物質管理の徹底、GHG排出量の削減、資源循環の推進、水循環の推進、生物多様性保全などの環境負荷低減の取り組みをサプライチェーン全体に広めるため、購入先様による上流取引先への働きかけを行うものとします。

第6章 運 用

運用の基本

第17条

- ① 当社は、立地する国の法律、条例、規則等や、事業形態、顧客要求などにより、本グリーン調達基準と異なるお願いをすることがあります。このような場合、

購入先様は、当社の要請を優先するものとします。

- ② 購入先様は、本グリーン調達基準に基づき、Ⅱ部の「グリーン調達運用マニュアル」にしたがい、当社要請を順守するものとします。

Ⅱ．グリーン調達運用マニュアル

本「グリーン調達運用マニュアル」では、当社のお願い事項に対する
購入先様の対応状況を把握し、評価するための方法と手段が記載
されています。

当社は、環境負荷低減の取り組みを意欲的に実践している購入先様との取引を優先します。

当社は、I部の「グリーン調達基準」で購入先様に要請させていただきました事項の実践状況を把握し、この把握結果を用いて購入先様を評価させていただき、この評価結果を購入先様と共有することにより、購入先様での環境負荷低減の取り組みレベルの向上に繋げていきたいと考えています。

このマニュアルは、購入先様の環境負荷低減の取り組み状況を把握する手段と評価の考え方についてまとめたものです。購入先様におかれましては、このマニュアルの内容をご理解のうえ、I部の「グリーン調達基準」で購入先様に要請させていただきました事項の実践状況の把握にご協力いただくとともに、購入先様での環境負荷低減を加速していただきますようお願いいたします。

1. 購入先様の取り組み状況把握手段

当社は、購入先様にお願ひしたグリーン調達の取り組み状況を次の手段を用いて把握いたします。

(1) 購入先環境品質保証体制監査

- ・ この監査は、『ランク指針』で定めた禁止物質の不使用保障体制を確認することを目的にしています。
- ・ 当社は、この監査を通して購入先様の化学物質不使用体制のレベルを把握します。
- ・ この監査は、お取引いただいております当社が担当いたします。
- ・ この監査は、別途定める監査チェックリストに基づき実施されます。
購入先様には、購入先自主審査欄への事前回答をお願いいたします。
- ・ この監査実施のお願いは、お取引いただいております当社より別途ご案内いたします。

(2) 製品化学物質システム

- ・ 当社が運用する『グリーン調達マイスター』のデータ入力状況により購入先様の対応レベルを把握します。
- ・ この購入先様の対応レベルの把握は、当社にて『グリーン調達マイスター』を用いて行います。

2. 購入先様評価の考え方

- ・ 購入先区分別に購入先様の評価を実施します。
- ・ 購入先区分1は、必須項目で評価を行います。
- ・ 購入先区分2および3は、環境負荷低減の取り組み状況を確認させていただきます。

グリーン調達基準書の改定履歴

制定 2022年 4月 1日 第1.0版
改定 2022年 4月 1日 第1.0版